

委員会提出議案第3号

桑名市こどもの権利条例の制定について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年12月5日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長

森下章泰



桑名市子どもの権利条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 保障すべき子どもの権利（第3条）
- 第3章 子どもの権利を保障するための役割（第4条—第8条）
- 第4章 子どもを支える人々への支援（第9条—第11条）
- 第5章 子どもの権利を保障するためのまちづくりの推進（第12条—第18条）
- 第6章 子どもの安全・安心の確保（第19条—第22条）
- 第7章 子どもの権利擁護（第23条）
- 第8章 条例の推進体制（第24条—第26条）

附則

（前文）

子どもは社会の宝であり、未来への希望です。

全ての子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どもがいます。

子どもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めていきます。

全ての子どもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは、社会の重要な使命であり、私たち大人は、本当に子どもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問いかねます。

そのような考え方の下、桑名市民全体で、子どもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たにし、権利の主体である子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの声に耳を傾け、大人と子どもが対等な立場で協力し、子どもの権利が保障されるまちを目指します。

桑名市は、市民と共に、子どもの権利とは何かを絶えず考え、全ての子どもの権利が保障される社会を実現するため、ここに桑名市子どもの権利条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神に則り、子ども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、子どもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、子どもの権利を保障することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適當である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び親に代わって子どもを養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下第21条において「児童福祉施設及び学校」といいます。）その他子どもが育ち、学び、活動する施設をいいます。

第2章 保障すべき子どもの権利

（特に大切な子どもの権利）

第3条 こどもは、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) こどもにもっともよいことが考慮される権利

- (3) 幸せに育ち・生きる権利
- (4) 意見を表明し、尊重される権利
- (5) プライバシーが守られる権利
- (6) あらゆる暴力から守られる権利
- (7) 医療を受ける権利
- (8) 衣食住が確保される権利
- (9) 教育を受ける権利
- (10) 休み、遊ぶ権利

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第4条 こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。

(市の役割)

第5条 市は、こどもの権利の重要性を認識し、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。

2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。

2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、こどもの年齢や発達に応じた養育に努めます。

3 保護者は、子育てが保護者だけでするものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくよう努めます。

(市民の役割)

第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもと共に、こどもの権利が保障されるまちづくりに努めます。

2 市民は、こどもを地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。

3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動に協力するよう努めます。

4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を学び、理解しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進します。

3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会を保障します。

4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会の確保に努めます。

5 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境の整備に努めます。

第4章 こどもを支える人々への支援

(保護者への支援)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育ができるよう支援に努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動のほか、当該施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(市民活動への支援)

第11条 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材の育成そ

の他の子どもの権利を保障するための市民による活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

第5章 子どもの権利を保障するためのまちづくりの推進

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。

- 2 市は、子どもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう、子どもや子どもを支援する市民に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(療育・発達支援等)

第13条 市及び育ち学ぶ施設は、子ども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。

- 2 市は、子ども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、適切な療育・発達支援に繋げられるよう、保護者又は関係機関と連携して必要な支援に努めます。

- 3 市は、前2項の支援の対象となる子ども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。

(学びの機会)

第14条 市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりに適した学びを選択できるよう、環境の整備とそれぞれの状況に応じた支援に努めます。

- 2 市は、家庭等の状況に関わらず、子どもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

- 3 市は、何らかの理由で学校に通っていない子どもが、社会的自立を目指し、一人ひとりに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

- 4 市は、市民及び育ち学ぶ施設に対し、多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。

(子どもに関わる相談)

第15条 市は、子どもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることなどを安心して話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。

- 2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

- 3 市は、子ども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。

- 4 市は、子ども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者が必要に応じて適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。

- 5 市は、子どもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。

- 6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。

(子どもの意見表明)

第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。

- 2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

- 3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

- 4 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明を支援する人材の育成のほか、子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

- 5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対し、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。

- 6 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、子どもに関係のあることを決めるときは、子どもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

(子どもの参加)

第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

- 2 市は、市政、とりわけ、子どもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、子どもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。

- 3 市は、子どもが社会参加の重要性を理解できるよう、子どもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。

- 4 市民は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

(市民との協働)

第18条 市は、第12条から前条までの規定により、子どもの権利を保障するためのまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。

第6章 子どもの安全・安心の確保

(子どもの安全・安心を守るための施策の推進)

第19条 市は、子どもが安全・安心に生きられるよう、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力するよう努めます。

(不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止)

第20条 子どもに対する不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰（以下「不適切な関わり及び暴力等」といいます。）は、子どもの権利の重大な侵害であり、子どもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。

2 市は、子どもに対する不適切な関わり及び暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うとともに、子どもが不適切な関わり及び暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。

3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、子どもに対する不適切な関わり及び暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市又は関係機関に連絡しなければなりません。

4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関わり及び暴力等を受けた子どもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備とともに、不適切な関わり及び暴力等の防止体制を構築しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項の体制に対し、第三者の評価を受けるよう努めます。

3 市は、前項の児童福祉施設及び学校が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行います。

(いじめの防止と発生時の対応)

第22条 いじめは、子どもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。

2 市は、いじめを防止するため、いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。

3 市及び育ち学ぶ施設は、子どもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整備し、互いに連携していじめの防止に取り組みます。

4 市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあった子どもを守り、保護者、地域のほか、必要に応じて児童相談所、警察署などの関係機関と連携していじめの解消に努め、必要な措置、指導又は支援を行います。

第7章 子どもの権利擁護

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第23条 市は、子どもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的として、子どもの権利を擁護する機関（以下「子どもの権利擁護委員会」といいます。）を設置し、その活動を支援します。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、子どもの権利擁護委員会の活動に協力します。

3 子どもの権利擁護委員会は、市の子どもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。

(1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整

(2) 関係者への是正勧告

(3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求

(4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援

(5) 子どもの権利の普及啓発

4 前項に定めるもののほか、子どもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

(普及啓発)

第24条 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

2 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。

3 市は、こどもの権利に対する理解を深めるため、桑名市こどもの権利の日を定め、更なる普及啓発を図ります。

4 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(推進計画)

第25条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

2 前項の推進計画には、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置付けます。

3 市は、第1項の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。

4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）第1条の規定により設置の桑名市子ども・子育て会議が行います。

5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行います。

6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第23条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者から意見を聴取します。

(条例の見直し)

第26条 市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条第4項の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第23条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第23条について必要な措置を講じるものとします。

(桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）の一部を次のように改正します。
第2条第3号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加えます。

(3) 桑名市こどもの権利条例（令和6年桑名市条例第 号）第25条第4項に規定の評価と検証をすること。

参考

(制定のあらまし)

児童の権利に関する条約の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障するため条例を制定するものであります。